

- 一 登録認定機関の名称及び住所  
テュフズードオータマ株式会社  
東京都稲城市押立一七四番地九五
- 二 登録に係る事業の区分  
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四号第一号及び第二号
- 三 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地  
神奈川県川崎市多摩区登戸二九四
- 四 技術基準適合認定の業務の開始の日  
平成二十四年十月一日

○総務省告示第三百五十三号  
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十四年十月一日  
総務大臣 川端 達夫

第三号の表中、

株式会社コスモス・コーポレイション	008
株式会社コスモス・コーポレイション	008
テュフズードオータマ株式会社	010

○法務省告示第四百十二号  
公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七号ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。  
この告示は、告示の日から効力を生ずる。  
平成二十四年十月一日  
法務大臣 滝 実

- 名古屋法務局所属 大西 平泰
  - 名古屋法務局所属 山崎世志也
  - 名古屋法務局所属 山室 祐一
  - 岡山地方法務局所属 木村 繁
- 法務省告示第四百十三号  
出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。  
平成二十四年十月一日  
法務大臣 滝 実

第二号イの表関ケ原ミカゲ工業株式会社及び関ケ原マール工業株式会社の項を削る。  
第二号ロの表関ケ原イーテック株式会社の項中「機械加工」を「機械加工、石材施工」に改める。

○外務省告示第三百三十号  
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則第20.(a)(ii)及び(b)(ii), 20.(a)(ii)及び(d), 並びに20.(b)の規定は、平成十七年十月五日に、特許協力同盟の総会の決定により修正され、特許庁は、同規則第20.(a)及び(b)に規定する通告を平成十八年三月十三日付けで国際事務局に行っていたところ、特許庁は、同通告を撤回し、平成二十四年十月一日より同規則第20.(a)(ii)及び(b)(ii), 20.(a)(ii)及び(d), 並びに20.(b)の規定は、我が国について効力を生ずる旨の通告を平成二十四年九月十二日付けで国際事務局に行った。  
平成二十四年十月一日  
外務大臣 玄葉光一郎

○外務省告示第三百三十一号  
昭和五十二年十二月六日にプレトリアで署名され、昭和五十四年十二月二十日付けの交換公文により有効期間が延長された「漁業に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定」は、南アフリカ共和国政府から同協定を終了させる意思の通告を受けたことにより、平成十五年一月三十一日に終了した。  
平成二十四年十月一日  
外務大臣 玄葉光一郎

○文部科学省告示第五百十九号  
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第一百十号の規定に基づき公示する。  
平成二十四年十月一日  
文部科学大臣 平野 博文

氏名又は名称	住 所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の二〇一号	資格講習業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の二〇一号」から「東京都文京区白山五丁目一番三の二〇一号及び大阪府大阪市西区靱本町一丁目九番一五号」とすること	平成二十四年十月一日

○厚生労働省告示第五百四十号  
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。  
平成二十四年十月一日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉法人南高愛隣会	長崎県雲仙市瑞穂町古部 甲一五七二番地	平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日まで	第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修
社会福祉法人南高愛隣会	長崎県雲仙市瑞穂町古部 甲一五七二番地	平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日まで	第2号職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修

○厚生労働省告示第五百四十一号  
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。  
平成二十四年十月一日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人東京コロニー	勝又 和夫	中村 敏彦	平成二十四年六月一日

○厚生労働省告示第五百四十二号  
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価基準（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。  
平成二十四年十月一日  
厚生労働大臣 小宮山洋子